

## 八ッ場ダム住民訴訟控訴人意見陳述書

控訴人 中村春子

控訴人陳述をいたします。千葉県佐倉市在住の中村春子です。

2004年9月の1337名による住民監査請求を経て、同年11月に51名の原告による住民訴訟に踏み切ってから、まもなく9年になります。

私が八ッ場ダム問題に関わったきっかけは、1980年代、私の住む佐倉市の水道水は地下水8割、表流水2割のおいしい水でしたが、八ッ場ダムができることにより、割合が逆転し、水道料金も値上がりすることへの疑問でした。

その後、1991年から3期12年間、佐倉市議会議員を務める中で、八ッ場ダム建設が内包する多くの問題を知り、地域からの問題提起をしてきました。

佐倉市議会では超党派で勉強会を重ね、2002年6月に、雨水の涵養を図りながら地下水の保全等を求めた「地下水採取に関し千葉県環境保全条例の見直しを求める意見書」を、2003年3月に、水需要を精査し水利権量の縮小を国に求めることを記した「八ッ場ダム事業の見直しを求める意見書」を提出しました。いずれも佐倉市議会で採択され、千葉県に提出されています。

住民訴訟提訴後も八ッ場ダム現地や利根川流域を幾度となく訪れ、学習しましたが、八ッ場ダム建設がもたらす多くの問題、貯水池周辺の地滑りの危険性、未来永劫続く強酸性水対策等々、巨額の税金の無駄遣いと取り戻すことのできない自然破壊など負の作用こそ見えても、それに見合う必要性は全く見られませんでした。また、八ッ場ダムは水不足が問題となる夏期は、洪水調節のため利水容量が四分の一まで減らされることもわかりました。

今後人口は減少し、社会構造が大きく変わるにもかかわらず、高度成長を夢見た60年前の計画を見直しもせず、あくまで過大な数値を追い求め、八ッ場ダムに固執する国、関係自治体、政・官・財の思惑は何でしょうか。八ッ場ダム事業は原発の推進と同根の、公共事業における政・官・学・業の癒着の構造そのものです。この悪しき慣習のために、孫子の世代が一銭たりとも負担することは許すことができません。

八ッ場ダムの利水及び治水上の不要性についての科学的論拠については、すべての書面を提出してあります。そして6月3日の原告側証人尋問で、大熊証人と嶋津証人から、治水、利水における国のごまかしや被控訴人である自治体の不作為が、両証人の身についた専門性の高さから目に見える形で示されました。パワーポイントの使用により、市民にもわかる形での尋問が実現し、許可くださいました裁判所のご配慮に感謝申し上げたいと思います。

次に、八ッ場ダム問題が大いなる欺瞞の上に成り立つ事業であることを国交省自らが示した事実を述べます。それは、八ッ場ダムの上位計画でありながら今まで策定されていなかった「利根川・江戸川河川整備計画」を策定する有識者会議の様子です。この会議で明らかになったことがいくつかあります。

八ッ場ダム建設の根拠であるカスリーン台風の実績流量、想定流量、それに基づいたデータも虚偽であり、捏造だったこと等です。有識者会議でこれらを指摘した大熊委員や関委員の質問や提案に対し、国土交通省もその意をくんだ学者らも、答えられない状態で

した。そして、質問や提案があるたびに、役人は「ここはご意見をいただく場であり、何かを決める場ではありません」と繰り返していました。

この河川整備計画を策定する有識者会議は、2006年から2008年まで4回行われ、その後理由も示されず4年間休止し、昨年から3回実施されましたが、その後9回連続で予定が中止されました。

その後の3回の会議では、激論があったにもかかわらず、何も解決されないまま、国土交通省から4月24日に計画案が出され、関係自治体すべての異議なしの回答で、5月15日に計画が発表されました。

計画案に対する市民への公聴会やパブリックコメントで示された圧倒的多数の反対意見も無視した強引なやり方は、河川整備計画にハッ場ダムを位置づけ、本工事着工の理由づけをするためだと思われます。

私はすべての会議を傍聴しましたが、なりふりかまわないこれらの状況を見てみると、国交省はすでに国家的事業であるハッ場ダム計画が破綻していることを自覚しており、これらを隠すために数々の非民主的な強硬策をとっていると見てとれます。

この住民訴訟は、本日最終弁論を迎えましたが、被控訴人千葉県から出された準備書面(12)について、控訴人の側から反論いたします。

前回、千葉県は控訴人側証人に対する反対尋問を裁判長から促されても尋問できず、後に書面で提出する旨発言し、多くの批判を受けました。その場で反論すれば、控訴人側証人はすべて答えられたはずですが、その後提出された書面は権威におもね、控訴人と証人に対して非礼極まりない暴言による反論でした。

一審と同様に、千葉県側伴代理人は「この問題は法律問題で決着させるべき事案であり、単に千葉県の住民というだけで何の正当性もない48名の住民が、その適否を左右できるようなものではなく、裁判を認めることさえ失当である」と述べています。これは、貴重な税金を無駄に使用してはならないという思いで、地方自治体のあるべき姿を求める住民の声に真摯に耳を傾けてくださった裁判所に対しても礼を失するものです。

千葉県代理人の発言の一部を紹介します。「この訴訟は誇大妄想的な非常識な判断である。」「東京判決もこの奇怪な訴訟を許容するもの」「控訴人の主張は河川工学的な意味をもたない単なる数字遊び」等々論理性のない悪口雑言の羅列でした。利害を異にする立場の論争ですから、主張の違いはあるにしても、論争の相手に対する敬意が全く感じられません。代理人は県民の税金で仕事をしているはずですが、県民に対する失礼な、品位を欠いた発言は改めるべきです。

また、内容については、この訴訟の骨格である千葉県民にとって、著しい利益が何であるかなど、自ら調査した形跡は一切なく、すべて国の言い分をなぞるのみです。これは地方自治法における「地方自治の本旨」からかけ離れたものであり、自らの怠慢をこそ恥じるべきではないでしょうか。

最後に、裁判所におかれましては、民主主義の根幹である三権分立の一角である司法として、国や県の「裁量権」に委ねるのではなく、このハッ場ダム問題について、歴史に耐える真実に基づいた主体的な判断をされるようお願いし、控訴人の意見陳述を終わります。